

4 堅実な運営の継続

法人経営の永続的展開をめざし、事業活動の点検と強化に努めるなかで、将来に向けた人材の確保・育成と拠点施設の再構築に取り組む。

(1) 「働き方改革」の推進

ア 職員が働きやすい勤務体系・時間等の見直し

(7) 「超過勤務縮減」の取り組み

令和2年度の「超過勤務縮減」目標について、適切に進行管理を行う。

○縮減目標の作成・実行及び進行管理

四半期ごとの削減目標に対する実績を集約し、事業本部長会議で進行管理を行う。

○定時退勤日の設定

○タイムレコーダー等による超過勤務時間の管理

○ITツールの活用による業務の効率化の推進

(イ) 夜勤時間の見直し検討・試行の実施

特養で実施している現行の8時間夜勤について、職場環境の改善や連続休暇を取得しやすくすることで、業務の負担感を軽減し、離職防止や人材確保の促進に繋げるために、業務の見直しとあわせ、より職員が働きやすい勤務体系を検討する。

【夜勤時間の見直し】

見直し内容	試行実施施設
8時間夜勤→12時間夜勤	万寿の家、朝陽ヶ丘荘、五色・サルビアホール

※あわじ荘、たじま荘、丹寿荘、くにうみの里についても業務等を見直し可能な場合は試行を実施

【共通課題】

○ 連続勤務への疲労感の解消や連続休暇の取得希望（若手職員）
○ 拘束時間が長い夜勤に対する疲労感等の訴え（年配職員）
○ 働き方改革への対応（年休取得5日/年 等）
○ 直接業務、間接業務の見直し
○ ITやIoT等の先端技術を導入した業務の効率化

(ウ) 勤務時間の多様化

主事及び管理栄養士で通常勤務（8：45～17：30）に従事する者を対象に、その前後45分に開始する勤務区分を新たに設定し、子育てや介護又は通勤事情の状況等に応じた働き方を推進する。

【内容】

通常の勤務時間（8：45～17：30）に加え、E・L勤務を設定

区分	勤務時間	休憩時間
E勤務	8時00分～16時45分	12時00分～12時45分
通常勤務	8時45分～17時30分	
L勤務	9時30分～18時15分	

【対象者】

主事及び管理栄養士として勤務する者で、次に掲げる者とする。ただし、総合リハビリテーションセンター中央病院、西播磨総合リハビリテーションセンター西播磨病院に勤務する者は除くが、引き続き導入の可否を検討する。

- ・ 正規職員（管理・監督職を除く。）
- ・ 施設職職員
- ・ 契約職職員（Ⅰ）
- ・ 契約職職員（Ⅱ）（常勤に限る。）

イ ハラスメント対策の強化

パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、マタニティハラスメント及び育児休業等に関するハラスメントにかかる対策・防止措置に関する法改正が行われ、令和2年6月1日から施行されることに伴い、事業団においてもハラスメントの防止を就業規則に規定するとともに取組指針の改正を行い必要な対策を講じる。

【就業規則等に規定するハラスメント】

- ・ パワーハラスメント
- ・ セクシャルハラスメント
- ・ マタニティハラスメント
- ・ 育児休業等に関するハラスメント
- ・ レイシャルハラスメント

ウ 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

令和2年4月1日に「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」が施行されることに伴い、同一企業内における正社員と非正規雇用労働者との間で、基本給、福利厚生などあらゆる待遇差において、「均等待遇」（差別的取扱いの禁止）や「均衡待遇」（不合理な待遇差の禁止）の趣旨に反する待遇差を設けることが禁止される。この改正を踏まえ、正規職員及び施設職職員の病気休暇制度等との均衡待遇の観点から、次のとおり制度の創設を行う。

(7) 契約職職員（Ⅰ）

- ・ 業務外の負傷又は疾病にかかる病気休暇制度の創設
- ・ 病気欠勤制度の創設
- ・ 休職制度の創設

(1) 契約職職員（Ⅱ）

- ・ 業務上、業務外の負傷又は疾病にかかる病気休暇制度の創設
- ・ 病気欠勤制度の創設
- ・ 休職制度の創設
- ・ 結婚、忌引等の特別休暇制度の創設（週の所定労働時間が30時間未満の者にも拡大）
- ・ 職員互助会への任意加入制度の創設

(ウ) 任期付職員

- ・ 休職制度の創設

(1) 期限付職員

- ・ 業務外の負傷又は疾病にかかる病気休暇制度の創設
- ・ 病気欠勤制度の創設
- ・ 休職制度の創設

エ 業務の効率化と職員の負担軽減（離職防止等）の実施

(ア) IT 端末等を使用した業務の効率化及び職員の身体的・精神的負担の軽減

- 見守り支援機器の導入による職員の夜勤時間等での精神的負担の軽減
- インカムの導入による職員の精神的負担の軽減
- タブレット端末の有効活用方法等についての検証の実施
- タイムレコーダーによる超過勤務時間等の適正管理の継続
- 社会保険に係る電子申請の導入に向けた検討の実施

(イ) WEB 端末を使用した会議、研修の実施

- Skype 等を活用した各種会議やヒアリング、打合わせ、研修等の実施

オ 企業主導型保育事業を活用した子育て世代への支援

子育て世代への支援として、施設近隣に所在する企業主導型保育事業所との提携を推進し、新規職員の確保及び職員の福利厚生向上を図る。

【新規提携保育事業所】

豊岡市：1事業所

【継続提携保育事業所】

神戸市：2事業所、丹波市：1事業所、洲本市：2事業所、豊岡市：1事業所

カ 職場復帰に向けた施設における支援体制の確立

「産休・育休職場内ママ会」を開催する等、産休・育休中の職員の職場復帰に向けた支援を実施する。

キ 管理監督職に占める女性職員の割合について35%以上を維持

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画に基づき、優秀な女性職員を積極的に管理監督職へ登用を図る。

【参考】平成31年4月1日現在 女性管理監督職の割合：35.4%

ク 障害のある方の雇用の促進

ハローワークや就労移行支援事業所、障害者就業・生活支援センターの働きかけや、障害者トライアル雇用制度を活用し、障害のある方の雇用の促進を図る。

(2) 介護・福祉専門人材の育成・強化の推進

ア 介護福祉士の養成（高齢者施設・障害者施設）

- 介護福祉士有資格者を計画的に養成することで、支援の質の向上を図る。また、各種加算の算定要件を満たすことで、より有利な加算の算定を目指す。
- 令和2年度からは、研修事業者へ委託して「介護福祉士実務者研修」を実施することで、効率的・効果的な養成を図る。
(平成30年度合格率79.03%、全国平均73.7%)

イ 介護支援専門員・主任介護支援専門員の計画的養成（高齢者施設）

- 介護支援専門員を計画的に養成するために、試験対策講座を開催し、合格率向上を図る。(令和元年度合格率31%、兵庫県平均17.9%)
- 居宅介護支援事業所の管理者要件である主任介護支援専門員配置義務の経

過措置期間が令和9年4月まで延長されたことから、この間に主任介護支援専門員を計画的に養成し、経過措置後に備える。

(3) 多様な介護人材確保対策等の推進

ア 介護人材確保のために多様な確保対策等の検討・実施

(7) 外国人技能実習生を高齢者施設等で受入、育成

開発途上国等への介護技術の移転による国際貢献を果たすため、外国人技能実習生を受け入れる。

【新規受入】

令和2年度 6名（ベトナム：女性）（のぞみの家、くこうみの里）

【育成】

令和元年度 3名（ベトナム：女性）（万寿の家）

(4) 資格取得にかかる学生実習生の積極的な受入

各種資格（社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士）取得に係る学生実習生を積極的に受け入れ、将来の介護人材の育成を図る。

(ウ) 学生実習生及び近隣の大学等の学生に対するアルバイトの募集

学生実習生及び施設近隣の大学等の学生に対し、アルバイト募集を行い、介護人材の確保を図る。

(イ) キャリアアップ支援等制度の充実

高等学校卒業者の通信制福祉系大学進学のための修学資金貸与制度について、貸与にかかる要件を緩和することで、職員の負担を軽減し、職員のキャリア形成及び人材確保の充実を図る。

【改正内容】

修学資金の貸与に必要な連帯保証人を2名から1名に変更する。

【計画】

貸与者数 2名

※うち、1名は令和元年度継続貸与者、1名は令和2年度新規貸与者

【事業団におけるキャリアアップ支援制度】

項目
高等学校卒業者の通信制福祉系大学進学のための修学資金貸与制度
県立総合衛生学院介護福祉学科新入生修学資金貸与制度
看護学生に対する看護師修学資金貸与制度
看護師の急性期病院等への長期実践研修への派遣
認定看護師養成研修への看護師の派遣
障害・高齢関係施設の業務従事や加算取得に必要な資格取得研修への公費負担による派遣
介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員等の資格取得者に対する報奨金支給制度

(オ) 効果的な研修の実施

専門性を有する医療・介護・福祉専門人材の育成・強化を推進するために、計画的・効果的な研修を実施する。

区 分	研 修 名
組織性研修	採用前研修
	新規職員集合研修
	採用2年目フォローアップ研修
	中堅職員研修
	管理・監督職研修
専門性研修	新規職員職場内研修 (OJT)
	職場内研修 (OJT)
	ノーリフティングケア・フォローアップ研修
	強度行動障害支援者養成研修
	行動援護従事者研修
	介護福祉士実務者研修
	介護支援専門員試験対策講座
少数職種専門研修 (施設看護師、事務職員、管理栄養士・栄養士)	
特別研修	海外派遣研修 (2名から4名へ拡充)
	施設マネジメント研修
	自己啓発援助制度 (SDS)
	・ 自主研究・実践グループ支援事業 ・ 職員研究・実践等発表大会の開催 ・ 事業団紀要・全事協論文への応募

(カ) 将来に向けた幅広い層への福祉人材確保の取組

a 支援員の確保対策

- ・ 事業団主催の就職説明会、施設見学会の開催
- ・ 県社協、大学等主催の就職フェア等への参画
- ・ 施設1日体験 (インターンシップの実施)
- ・ 関西福祉大学との連携協定に基づくインターンシップの実施
- ・ 内定者懇談会の開催
- ・ 多様な採用試験の実施 (経験者等の中途採用)

b 看護師の確保対策

- ・ オープンホスピタル、再就職支援研修等の開催
- ・ 看護師養成校等主催の就職説明会への参画

c 都市部からの移住促進による人材確保

圏 域	取 組 内 容
西播磨圏域	県民局等主催の暮らし相談会に参加 (年2回: 11月・1月)
丹波圏域	県民局等主催の移住・就職フェアに参加 (年3回: 7月・8月・11月)
但馬圏域	県民局主催の移住・しごとフェアに参加 (年3回: 8月・10月・3月)
淡路圏域	県民局主催の移住・しごとフェアに参加 (年2回: 3月)

d アクティブシニアの人材活用

- ・事業団又は他法人の定年退職者等を活用し、夜間における利用者支援業務従事者を確保
- ・優秀な人材を継続確保するため、契約職職員（Ⅱ）等の雇用上限年齢の特例措置を実施
- ・介護助手を採用することで介護の担い手を増やし、介護職員の負担軽減と専門職化を図る。

イ 幅広い世代へ福祉の魅力を発信

(7) 地域の小中高等学校への「福祉学習」の実施

- ・地域の小中学生・高校生を対象にした施設見学の実施
- ・中学生のトライやるウィークの受入

(4) 大学等との継続的な「福祉授業」、サテライトゼミ開催

- ・学生等への活動・研究等の場を提供
- ・福祉系大学におけるサテライトゼミの開催

施設名	大学名	内容
赤穂精華園	関西福祉大学	テーマ：障害児・者の理解と支援 前期：施設紹介・事例検討 夏休み：ボランティア実習 後期：ボランティア実習報告・意見交換
三木精愛園	関西国際大学	人間心理学科（三木キャンパス）の学生を対象にサテライトゼミを開催

(ウ) 介護技術や認知症にかかる「出前講座」の開催

- ・認知症の理解を深めるための「認知症カフェ」や「認知症サポーター養成講座」の実施
- ・地域住民向けの「介護技術等講座」「ノーリフティングケア体験講座」等の実施

(イ) 福祉の魅力発信と体験イベント等の開催

- ・地域住民等を対象としたセミナーの開催
- ・「1日施設体験」の実施

ウ 効果的な広報の推進

利用者や地域から信頼される事業団及び求職者にも選ばれる事業団をめざすため、法人及び各施設の事業等取組方針・内容を積極的かつ分かりやすく情報発信する。

(7) パンフレットの効果的活用

事業団パンフレットや広報誌「青い鳥」等について、「見やすく、分かりやすく、手にとって読みたい」と思ってもらえるように作成する。

(4) ホームページのスマホ対応化の推進

各施設において運営しているWEBサイトで、開設後3年以上の耐用年数が経過し、スマホ対応がなされていないWEBサイトについては、改修または全面リニューアルしスマホ対応化を推進する。

また、指定管理施設のホームページについてもスマホ対応を推進する。

(4) 計画的な正規職員数（正規職員比率）の確保

- 高齢者・障害者施設におけるローテーション従事者の正規比率の見直し
- 収支を勘案しつつ、10名程度の正規職員を欠員補充として配置

(5) 老朽化が進む施設の大規模改修や建替の計画的な実施

ア 今後の事業展開を踏まえた大規模修繕の実施

実施施設	内容
自立生活訓練センター	・訓練や生活環境の充実及び改善 ・老朽化した設備等の更新
五色精光園第2成人寮	・老朽化した設備等の更新
出石精和園 第2成人寮・児童寮	・障害者支援施設への移行に向けた改修 ・老朽化した設備等の更新
朝陽ヶ丘荘	・整備コンセプト及び基本計画の策定

イ 老朽化した施設の建替整備

実施施設	内容
出石精和園成人寮	・R2.4 供用開始 ・既存建物解体及び外構工事の実施
万寿の家	・R2.10 供用開始に向けた工事の継続
日中支援型グループホーム (くにうみヴィレッジ)	・建築工事实施 ・R2.9 供用開始（予定）
丹南精明園	・整備コンセプト及び基本計画の策定 ・基本設計の着手 等

<出石精和園成人寮>

- 施設規模：鉄骨造 2F 建
延床面積約 4,982 m²
- 定員：施設入所 100 名
生活介護 100 名
- 供用開始：令和 2 年 4 月



<万寿の家>

- 施設規模：鉄骨造 4F 建
延床面積約 5,969 m²
- 定員：入所 100 名（短期入所空床利用）
- 供用開始：令和 2 年 10 月



<日中支援型グループホーム（くにうみヴィレッジ）>

- 施設規模：木造 2F 建
延床面積約 814.36 m²
- 定員：20 名
短期入所 2 名
- 供用開始：令和 2 年 10 月（予定）



(6) 「中期経営方針」に基づいた効果的・効率的な法人運営の推進

経営環境が大きく変化する中、ガバナンスを充実し、各施設の経営意識を高め、「中期経営方針(2019年度～2023年度)」に基づき健全で効率的な施設経営を推進する。

ア ガバナンスの充実

(7) 事業本部制の導入

県下最大の社会福祉法人である当事業団に「事業本部制」を導入し、各事業本部長に権限を委譲することにより、現場の状況を的確に把握し、迅速かつ柔軟な意思決定・意思疎通を可能とする組織を構築する。

＜事業本部制の内容＞

- 事業本部に事業本部長を置き、理事長から、財務に係る執行権限等の権限移譲を受けるとともに、所管事業の執行・決定権を持つ責任者とする。
- 事業本部長は、その権限を踏まえ、所管業務の経営収支を管理し、その責任を負う。また、業務の執行等について進行管理を行うとともに、必要な判断・指示等を迅速かつ的確に実施する。
- 理事長は、事業本部長会議を月1回開催し、各事業本部長の業務の執行状況等について報告を受け、必要な指示等を行うとともに、各事業本部間の連携に必要な調整等を実施する。

区 分	所管施設等（下線は指定管理施設）
総合リハ事業本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>総合リハビリテーションセンター</u> ・ <u>中央病院</u> ・ <u>福祉のまちづくり研究所</u> ・ <u>障害者スポーツ交流館</u> ・ <u>自立生活訓練センター</u> ・ <u>救護施設のぞみの家</u> ・ <u>職業能力開発施設</u> ・ <u>多機能型事業所あけぼのの家</u> ・ <u>障害児入所施設おおぞらのいえ</u> ・ <u>地域ケア・リハビリテーション支援センター</u>
西播磨リハ事業本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>西播磨総合リハビリテーションセンター</u> ・ <u>西播磨病院</u> ・ <u>研修交流センター</u> ・ <u>ふれあいスポーツ交流館</u>
障害者等事業本部長	<p>(身体障害者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 小野起生園 ● 小野福祉工場 <p>(知的障害者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 出石精和園 ● 五色精光園 ● 赤穂精華園 ● 丹南精明園 ● 三木精愛園 <p>(児童)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>清水が丘学園</u> ● <u>こども発達支援センター</u>
高齢者事業本部長	<p>(特別養護老人ホーム)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 万寿の家 ● 朝陽ヶ丘荘 ● たじま荘 ● あわじ荘 ● 丹寿荘 ● くにうみの里 ● <u>洲本市五色健康福祉総合センター</u> (五色・サルビアホール) <p>(養護老人ホーム) ● ことぶき苑</p> <p>(その他施設) ● 立雲の郷</p>

※浜坂温泉保養荘は事務局直轄とする。

○各会議の概要（協議する内容）

会議の名称	会議で協議する内容
事業本部長会議（月1回）	<ul style="list-style-type: none"> 各事業本部の経営目標及び懸案事項の進行管理 各事業本部の経営収支の管理及び収益改善策の決定
事業本部会議（月1回）	（事業本部毎に開催） <ul style="list-style-type: none"> 各施設の経営目標及び懸案事項の進行管理 各施設の経営収支の管理及び収益改善策の検討・指示 各施設の事業の進行管理 各施設の共通課題に係る対策の検討
事務局運営会議（週1回）	<ul style="list-style-type: none"> 事務局の業務の進行管理 各種行事の内容及び日程調整 理事会・評議員会の議題及び資料調整
全体施設長会議（年2回）	（4月開催） <ul style="list-style-type: none"> 新年度の運営方針説明 ※事業団組織改正内容の説明 新施設長紹介 （3月開催） <ul style="list-style-type: none"> 新年度事業計画及び予算説明

(イ)効果的、効率的な法人運営、経営・管理の推進

a 事業目標・経営管理（課題解決と経営管理の取組）

年度当初に事務局と各事業本部及び各施設とが協働して課題解決や目標達成のための具体的な取組方策や経営収支目標等の評価指標を決定し、定期的な進行管理を行うことにより収益改善等の取り組みを強化する。

高齢者施設（稼働率）		障害者施設（利用率）
本体+ショート	デイサービス	本体
98%	85%	98%

b 事業の見直し及び見直しの検討

施設の経営状況、近隣の事業所の動向、利用者ニーズ等を踏まえながら、効果的・効率的な運営ができるよう、事業定員の見直しや事業存廃について検討・実施する。

【見直す事業】

施設名	見直し後	見直し前
小野起生園	施設入所：40名	施設入所：36名
出石精和園	障害児通所：10名	障害児通所：20名
五色精光園児童寮	第2成人寮 施設入所：30名 生活介護：40名	児童寮 障害児入所：30名 障害児通所：10名
五色精光園 あゆみの部屋	就労継続B型：10名	就労継続B型：20名
赤穂精華園児童寮	障害児入所：36名 （小規模グループケア）	障害児入所：40名 （従来型）

赤穂精華園成人寮	生活介護：219名	生活介護：204名
赤穂精華園やまびこ寮	就労移行：廃止 就労継続B型：40名	就労移行：6名 就労継続B型：34名
赤穂精華園有年事業所	就労継続B型：廃止	就労継続B型：20名
丹南精明園	生活介護：110名 就労継続B型：15名	生活介護：100名 就労継続B型：25名
ことぶき苑	養護老人ホーム：48名 短期入所生活介護：2名	養護老人ホーム：50名
立雲の郷 (とらふす道場)	利用料金の約1割値上げ 閉館日の変更(火→日)	—

【見直しを検討する事業】

施設名	事業名	検討内容
地域ケア・リハ	訪問看護 訪問介護	経営状況の改善について
三木精愛園	就労移行	事業の存廃について
ひまわりの森 笑顔の森むらおか	生活介護 就労継続B型	経営状況の改善について
障害者施設	就労系事業所 相談支援事業 共同生活援助	経営状況の改善について
高齢者施設	認知症対応型通所介護 地域密着型通所介護	経営状況の改善について

c 新たな加算の取得による収支改善

報酬単価や各加算の算定要件等を確認しながら、より有利な加算の取得を算定することで収支の改善をめざす。また、令和3年度の報酬改定に向けて、今後の動向を注視しながら必要な情報の共有を図る。

<障害児者施設>

○より高い基本報酬の算定をめざす。

主な事業	基本報酬に影響する項目
施設入所、生活介護	利用定員、障害支援区分
就労移行、就労定着	利用定員、就労定着率
就労継続支援A型	利用定員、平均労働時間
就労継続支援B型	利用定員、平均工賃月額
共同生活援助	障害支援区分、世話人配置

○人員配置体制加算等の体制加算については、事業運営に必要な人員配置等を含めて検証し加算を取得する。

○重度障害者支援加算については関係研修を受講しながら、行動障害を有する利用者の特性に合わせた支援を提供することで個別加算の算定に繋げていく。

<高齢者施設>

- 新たな加算の算定をめざす。

施設	内容
朝陽ヶ丘荘	○短期入所（サービス提供体制強化加算Ⅰロ） ○定期巡回（サービス提供体制強化加算Ⅰイ）
ことぶき苑	○定期巡回（サービス提供体制強化加算Ⅰイ）
あわじ荘	○短期入所（サービス提供体制強化加算Ⅰロ）
くにうみの里	○短期入所（サービス提供体制強化加算Ⅰロ） ○認知症デイ（サービス提供体制強化加算Ⅰイ）
全施設	○特養（褥瘡マネジメント加算）

- 特養施設における日常生活継続支援加算については、新規入所者や介護福祉士の割合等の要件を継続的に確認し算定が継続できるよう進行管理する。
- 褥瘡マネジメント加算（特養）やADL維持等加算（地域密着型通所）等のアウトカム評価による加算については、計画的に利用者評価を行い、算定に向けて取り組む。

(ウ) 財務規律及び収益管理の強化

- 事業本部による指導等
各施設からサービス区分毎の年間収支見込を定期的に報告させ、改善が必要な事業に対して迅速な指導を行う。
- 会計監査人監査の実施
 - ・契約事務全般にかかる決裁等について、法令や規則等との整合性の確認
 - ・会計処理にかかる確認

〔 財産及び負債にかかる管理及び取扱方法の確認
 収入及び費用にかかる決裁及び根拠資料の確認 等 〕

(エ) リスク管理の取組

- 交通安全への取組（「あんしん運転運動の展開」）
利用者に安心して送迎車両などに乗っていただけるよう「あんしん運転運動」を継続して展開し、この運動が高齢の方、障害のある方などにとって、安心して運転や外出ができる地域づくりに繋がるよう取り組む。
- 自然災害に対する危機レベルと職員配備体制
地震と風水害・土砂災害それぞれの災害特性に応じた適切な配備体制を構築する。風水害・土砂災害については、内閣府が定めた「避難勧告等に関するガイドライン」に基づく5段階の警戒レベルに応じた配備態勢とする。
- 虐待防止に向けた取組の強化
職員の人権意識強化と虐待防止に向けた具体的な取組を推進する。

- ・チームアプローチによる支援の徹底
 - ・虐待を見逃さないチェック体制の強化
 - ・身体拘束廃止の原則遵守及び手続きの徹底
 - ・職員のストレス軽減
- 感染症拡大防止策の徹底
- 防犯体制の強化

- 安全安心総点検の実施
 - ・日常点検に加え、年1回の全施設における安全・安心総点検の実施
- 苦情・事故等に関する情報提供の仕組みづくり
- 「あったかサポート」実践運動の実施
- 人権の擁護の取組・虐待防止委員会の開催（毎月）
 - ・虐待防止チェックリストを用いた自己点検の実施（年2回以上）
 - ・障害者差別解消法への対応（合理的配慮の不提供の禁止）

イ 施設建物や整備等の長寿命化の推進

建物（躯体・設備）、備品について、故障箇所等を早期に発見し、その老朽度、安全に応じて適切なメンテナンス及び更新を実施し、施設の長寿命化を図る。

ウ 県との協働による県施策の先導的役割の実践

指定管理施設においては、県とのパートナーシップのもと福祉と医療に関する多様な機能を発揮して、県政策の一翼を担い、先導的な役割を果たすとともに、効率的な運営を推進する。

< 県指定管理施設（10施設） >

総合リハビリテーションセンター	
中央病院	福祉のまちづくり研究所
職業能力開発施設 おおぞらのいえ	障害者スポーツ交流館
西播磨総合リハビリテーションセンター	
西播磨病院	ふれあいスポーツ交流館
研修交流センター	
清水が丘学園（児童心理治療施設）・こども発達支援センター	

- 指定管理施設の基本協定書の有効期間が、令和2年度末までとなっており、指定管理の最終年度となることから、令和3年度以降の基本協定書の締結に向けて、各施設の目的・意義を再確認するとともに、必要なルールづくりに取り組む。

【見直し項目】

- ・施設のサービス内容・あり方・今後の方針等、質的側面からの検証
- ・適正な人員配置・人材の育成等、人的側面からの検証
- ・適正な指定管理料・収入の確保等、財政的側面からの検証
- ・今後の方針等をふまえた老朽化設備等の整備、施設メンテナンス等、物的側面からの検証

【県からの主な受託事業】

< 総合リハビリテーションセンター関係 >

- | | | |
|------------------------------|-------|------------|
| ①障害者雇用・就業支援ネットワーク構築事業 | (県委託) | ユニバーサル推進課) |
| ②技術向上指導員設置事業 | (県委託) | ユニバーサル推進課) |
| ③障害者しごと支援事業 | (県委託) | ユニバーサル推進課) |
| ④障害者体験ワーク事業 | (県委託) | 労政福祉課) |
| ⑤認知症介護実践者等養成事業 | (県委託) | 健康増進課) |
| ⑥相談支援従事者研修及びサービス管理責任者等研修実施事業 | (県委託) | 障害福祉課) |
| ⑦相談支援を“つなぐ”研修会開催等事業 | (県委託) | 障害福祉課) |
| ⑧強度行動障害支援者養成研修事業 | (県委託) | 障害福祉課) |
| ⑨ロボットリハビリテーション拠点化推進事業 | (県委託) | ユニバーサル推進課) |
| ⑩小児筋電義手バンク支援事業 | (県補助) | ユニバーサル推進課) |
| ⑪地域リハビリテーション支援センター運営事業 | (県補助) | 高齢政策課) |
| ⑫高次脳機能障害支援体制整備事業 | (県委託) | 障害福祉課) |
| ⑬障害者スポーツ推進プロジェクト事業 | (県委託) | ユニバーサル推進課) |
| ⑭巡回相談充実強化事業 | (県委託) | 障害福祉課) |
| ⑮ひょうごジョブコーチ推進事業 | (県委託) | 労政福祉課) |

< 西播磨総合リハビリテーションセンター関係 >

- | | | |
|------------------|-------|--------|
| ①認知症疾患医療センター運営事業 | (県委託) | 健康増進課) |
| ②認知症地域医療連携体制強化事業 | (県補助) | 健康増進課) |

< その他施設 >

- | | | |
|---|-------|------------|
| ①県立こども発達支援センター運営事業 | (県委託) | 障害福祉課) |
| ②障害者就業・生活支援センター生活支援等事業
五色精光園、赤穂精華園、三木精愛園 | (県委託) | ユニバーサル推進課) |
| ③障害者雇用就業・定着拡大推進事業
五色精光園、赤穂精華園、三木精愛園 | (県補助) | 労政福祉課) |
| ④地域サポート施設の認証
たじま荘 | (窓口) | 高齢政策課) |
| ⑤障害者等相談支援コーディネート事業
出石精和園 | (県委託) | 障害福祉課) |